第4章 人権問題のこれまでの取り組み・現状と課題・施策の方向

1 同和問題

(これまでの取り組み)

1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

2006年(平成18年)に新しく誕生した築上町では、合併前の椎田町、築城町とも、この答申の精神を踏まえ、同和問題の解決を行政施策の最重要課題として、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や福岡県とも連携しながら、同和問題の解決を町の重要施策と位置づけ、事業を積極的に推進してきました。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を踏まえて、基本的人権の尊重の精神を育む取り組みを就学前教育から小・中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中に位置づけて推進してきました。また「豊前・築上地区進路保障推進協議会」とも連携し、小中高の連絡を密にして教育の充実を図るとともに、進学や就職に関して差別のない適正な選考を要望しています。

こうした同和問題にかかわる心理的差別、実態的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物

的な基盤整備により、様々な面で存在していた 格差が大きく改善されるなど、特別法による対 策は、概ねその目的を達成できる状況になった ことから、2002年(平成14年)をもって終了し、 産業、就労、教育等の残された課題については、 現行制度を的確に運用することにより対応する こととなりました。

(現状と課題)

同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、意識調査などからは、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいます。しかしながら、結婚にかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が、同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布により、同和地区や地区出身者に対する差別を助長する行為が見られます。

就労面においては、先行き不透明な景気動向 や過去最悪の失業率など、全国的に非常に厳し い雇用情勢の影響を受けている状況にあります。

教育の分野においては、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等を実質的に保障する観点から、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい 指導と地域や家庭と連携した取り組みが求められています。

さらに、同和問題の解決に向けては、同和地 区内外の交流を通して、住民相互の理解と信頼 を深め豊かな関係を築いていく取り組みの促進 が重要になっています。

(施策の方向)

同和問題の解決へ向けた今後の取り組みについては、

- ① 同和問題は解決に向けて進んでいるものの、 依然として我が国における重要な課題である と言わざるを得ないこと。
- ② 同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること。
- ③ 同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること。
- ④ 同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること。という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、産業、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取り組みの成果等を踏まえ、取り組みを推進します。

同和問題は、町行政施策全般にかかわる問題です。町行政すべての課・係をあげて創意工夫した啓発活動を推進します。そのためには、同和問題解決のために第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた人権センターを、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用することが重要であり、福岡県や関係団体とも十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通して地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取り組みを推進します。

また、差別意識や偏見を解消するため、人権 尊重の視点から効果的な教育・啓発活動を積極 的に推進するとともに、人権センターを活用し た交流を促進し、住民間の相互理解を深めなが ら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを 担う人づくりを進めることが重要なことから、 一層創意工夫した取り組みを推進します。

- 町民に対する啓発活動の充実強化を推進
- 地域における啓発研修の推進
- 企業における啓発の推進
- 学校・地域での同和教育の推進
- えせ同和行為の排除

2 女性に関する問題

(これまでの取り組み)

女性の人権問題については、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定(1977年(昭和52年))や「女性差別撤廃条約」の批准(1985年(昭和60年))、「男女雇用機会均等法」の施行(1986年(昭和61年))など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と明文化され、それらを背景に、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、 その個性と能力を十分に発揮することのできる 男女共同参画社会の実現が「わが国の最重要課 題」であると位置付けられたところです。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー防止法)」、2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定されてきました。

福岡県においても2001年(平成13年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年に、「福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進の基本理念を定め、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の一層の充実に努めています。

本町では、男女共同参画社会の実現を目指して、2009年(平成21年)に「築上町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画事業のスタートを切りました。

(現状と課題)

女性の人権問題の現状は、依然として性に起 因する暴力や性別による固定的な役割分担等を 背景とした差別的取扱い、雇用における男女の 均等な機会と待遇の確保などの課題が残されて おり、社会の様々な分野における女性の参画や 能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

また、2003年(平成15年)の内閣府の調査によると、約5人に1人(19.1%)の女性が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、深刻な暴力被害の実態が明らかになっています。

- DV(ドメスティック・バイオレンス)・・・福岡県男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛 関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心 身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)と定義している。
- セクシュアル・ハラスメント・・・相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を 与えること。

福岡県男女共同参画推進課の調査では、DV 相談件数は、2004年度(平成16年)に3,792 件あったものが、2008年度(平成20年)には 6,317件と急増傾向にあります。

また、セクシュアル・ハラスメント等を含め 相談件数も多く、女性に対する人権侵害が顕在 化しています。

性別による人権侵害については、「福岡県男女共同参画推進条例」において禁止されているところですが、人権教育や啓発を通して、女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

さらに、女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダーエンパワーメント指数は、2009年(平成21年)の国連報告で109か国中57位となるなど、諸外国に比べて低い結果となっています。女性が地域のリーダーとしての活躍や、事業運営を主体的に行う事例が増えてきていますが、まだ男女の意識の中には性による固定的役割分担に基づく慣行や習慣が残っています。

本町でも社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むように、「築上町男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、女性の方針決定の場への参画など総合的な施策を推進していくことが求められています。

(施策の方向)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重 と法の下の平等が謳われ、男女平等の実現に向 けた様々な取り組みが着実に推進されてきまし たが、依然として、性に起因する暴力や性別に よる固定的な役割分担等を背景とした差別的取 扱いなどの課題が残されており、こうした認識 の下、「築上町男女共同参画推進条例」の理念 を踏まえ、諸施策を総合的に策定・実施し、女 性の人権が尊重される社会の実現に努めていき ます。

DVやセクシュアル・ハラスメント等については、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、福岡県等関係機関との連携の下、相談・支援体制の充実に努めます。

- 男女共同参画社会を実現するための環境 づくり
- 女性の人権が尊重される社会づくり
- 職場・家庭・地域における男女共同参画 の推進

ジェンダーエンパワーメント指数…女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。人間開発指数は人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、ジェンダーエンパワーメント指数は能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

3 子どもに関する問題

(これまでの取り組み)

福岡県の子どもに関する施策は、次世代育成 支援対策推進法に基づき、2005年(平成17年) に福岡県次世代育成支援行動計画「出会い・子 育て応援プラン」(前期計画)を策定し、子育て 支援施策が推進されてきました。

しかし、計画策定後も少子化の一層の進行、 児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の子ど もや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、これ らの課題を踏まえ、2010年(平成22年)に「福 岡県次世代育成支援行動計画 (後期計画)」 (2014年度(平成26年度)までの5年間)が策定さ れ、子育て力の向上や児童虐待防止等の新たな 対応と施策の充実が図られました。

また、青少年施策としては、1991年(平成3年)に策定された「福岡県青少年プラン」に基づく青少年施策の推進、さらに2008年(平成20年)に、2012年度(平成24年)までの5年間を見据えた青少年行政の基本方向を示す「第3次福岡県青少年プラン」を策定し、青少年問題をはじめ、新たな状況に対応した総合的な施策が推進されてきました。

本町では平成22年(2010年)に、「築上町次世代育成支援対策推進後期行動計画」を策定し、すべての住民が子育てについての理解を深め、家庭、学校、地域がそれぞれ連携し、子育て支援の充実を図るために様々な施策を積極的に進めてきました。

(現状と課題)

2008年(平成20年)の合計特殊出生率が全国では1.37となるなど近年の急激な少子化は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。特に近年、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となり、情報化の進展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生まれています。

こうした状況の中で、重大な子どもの権利侵害である「児童虐待(保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待)」や、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題も生じており、福岡県の児童相談所における児童虐待相談件数も近年急増するなど、少子化や児童虐待の問題に加え、子どもの人権を侵害する犯罪の増加等、子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、いじめや不登校が依然として深刻な問題になっています。

合計特殊出生率…一人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、人口を維持するために必要な水準は 2.08 とされている。

さらに、1951年(昭和26年)の「児童憲章」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは、児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に 尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識 を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個 性として認識できるような人として成育できる 環境づくりを推進する必要があります。

(施策の方向)

福岡県において、2005年(平成17年)に策定された福岡県次世代育成支援行動計画の「出会い・子育て応援プラン」前期計画、2010年(平成22年)に策定された後期計画に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを推進します。

同時に、児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援するなど、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取り組みや家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

また、子育て家庭の孤立や子育ての負担感が、 児童虐待の要因の一つであることから、地域や NPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシ ステムの構築を推進します。 さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した 青少年育成施策を推進するとともに、非行の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事 象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実 に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総 合的な取り組みの充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るために、子ども にかかわるすべての人が、子どもの権利につい ての認識などを深めるよう啓発を推進します。

- 子どもの人権が尊重される社会づくり
- 子育ての支援
- 子どもたちが心豊かに育つ環境づくり
- 子どもの生命を護ります

NPO…非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。 なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動 促進法(NPO法)が1998年に施行された。

4 高齢者に関する問題

(これまでの取り組み)

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年(平成12年)から介護を社会全体で支える仕組みとして導入された「介護保険制度」が社会システムとして定着する一方で、団塊世代の退職・高齢化や一人暮らし高齢者の増加、介護職員の離職率の高さなどの課題が明らかになってきました。

福岡県では、これらの状況を踏まえ、2006年(平成18年)に策定した「第4次高齢者保健福祉計画」について見直しを行い、2009年(平成21年)に「第5次福岡県高齢者保健福祉計画」を策定し、必要な介護サービス量の確保や良質な介護サービスの提供に取り組むとともに、壮年期からの健康づくり、高齢者が活躍する地域づくりの推進など、各種の高齢者保健福祉施策の積極的・総合的な展開に努めています。

本町においても、2007年(平成19年)に介護 保険事業計画を含む「築上町老人保健福祉計 画」を策定し、保健福祉サービスをはじめ、高 齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの 施策を積極的に進めてきました。

(現状と課題)

我が国の高齢化は急速に進行し、今後も更に 進行する見込みです。これに伴い、一人暮らし の高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、 認知症(痴呆)等の介護を要する高齢者が増加し ており、今後更に急増すると予測されています。 このような中、高齢者に対する身体的及び精 神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権 が著しく侵害される深刻な問題が発生していま す。

サービス提供を担う介護人材を確保することは重要な課題です。しかしながら、介護職員については、離職率が高い、人材確保が難しい等の状況にあり、これは介護職員の賃金が低い等の処遇の問題が一因であると考えられます。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を生み、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業が制限され、社会参加や自立の機会を逃してしまう事例も発生しています。

(施策の方向)

高齢者がたとえ寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「築上町老人保健福祉計画」等に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めます。

特に、認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、権利の擁護を図るとともに、虐待防止のための相談指導体制の充実に努めます。

また、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくことから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に向けた取り組みを進め、社会参加の促進や社会福祉協議会の行う支援サービス事業の活用などによる雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

さらに、障害者や高齢者の暮らしやすい町づくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動の取り組みの推進に努めます。

- 高齢者の生きがい対策の推進
- 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 地域福祉支援体制の整備
- 独居老人の見守り体制整備の推進
- 認知症高齢者施策の推進



5 障害者に関する問題

(これまでの取り組み)

障害者に関する施策については、1981年(昭和56年)の「国際障害者年」を契機として、様々な取り組みが実施され、施策の着実な推進が図られてきました。

しかし、この間の社会生活環境の変化や障害 の重度・重複化、障害者の高齢化が進むなど状 況は大きく変化し、また、障害者自身の社会参 加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せて きました。

このため、国においては1993年(平成5年)に「障害者対策に関する新長期計画」「障害者基本法」が、1995年(平成7年)には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、「障害者プラン」(ノーマライゼーション7ケ年戦略)が策定されました。また、これまでの障害福祉サービス体系を改め、一元的な制度の下でサービスの提供を図るため、2006年(平成18年)に障害者自立支援法が施行されました。

福岡県では、こうした国の動向を踏まえ、1982年(昭和57年)に「福岡県障害者福祉長期行動計画」、1995年(平成7年)には2003年度(平成15年度)までを計画期間とする「福岡県障

害者福祉長期計画」を策定し、それまでの取り 組みの成果を踏まえながら、2004年(平成16 年)には新たな障害者福祉長期計画(以下「新長 期計画」という。)を策定しました。そして、 これらに基づく各種の取り組みが推進されてい ます。

本町においては、2007年(平成19年)に「築 上町障害福祉計画」を策定し、障害者が住みや すい町づくりと、社会参加のしやすい環境づく りに向けた施策を積極的に進めてきました。

(現状と課題)

「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の考え方は、日常生活に浸透してきています。

障害者の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

一方、障害者の自立意識や社会参加、生活向 上の意識は高まってきています。

ノーマライゼーション…デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障害者の処遇に関して唱え、 北欧から世界へ広まった障害者福祉のための重要な理念。障害者を特別視するのではなく、 一般社会の中で普通の生活が送れるような条件整備をすべきであり、共に生きる社会こそ が正しい社会であるという考え方。

バリアフリー…高齢者や障害者が地域の中で普通に暮らせる社会づくりをめざすノーマライゼーションの理念に基づいて、物理的、心理的な障壁(バリア)を取り除いていこうという考え方。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害者やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障害者の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

特に精神障害者については、誤解や偏見がな お根強く、今後も施策の一層の推進が必要と なっています。

また、障害者自立支援法は障害者施策の縦割りの解消、施設及び在宅のサービス体系の見直しなど一定の評価ができますが、サービス利用時の自己負担等について障害者の不安が根強く残っています。

(施策の方向)

障害者がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、「障害者基本計画」に基づき、今後とも、障害及び障害者に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの推進や、福祉のまちづくりの推進などの生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障害及び障害者に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障害者の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

また、今後の障害者に対する支援のあり方は、 「障害の有無にかかわらず、住民だれもが相互 に人格と個性を尊重し、パートナーとして支え 合う共生社会の実現」を目指す「ノーマライ ゼーション」を基本理念として、「施設や病院 から地域生活への移行の促進」、「障害者が安 心して暮らせる生活基盤の整備」が大きな方向 性となってくるため、本町では、こうした状況 の変化を十分に勘案しながら、今後の施策を推 進します。

- 正しい理解と認識のための啓発の推進
- 自立と社会参加の推進
- 職業的自立の支援
- 障害児教育の充実
- 地域生活支援体制等の整備

ライフステージ…幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な家庭における生活史 上の各段階のこと。

6 外国人に関する問題

(これまでの取り組み)

福岡県の外国人(外国籍県民)に関する施策は、2002年(平成14年)に「福岡県国際化推進プラン」を策定し、県民の国際理解の促進、外国籍県民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりのための取り組みを推進しています。

本町においては、これまで小・中学生を中心 とした国際理解教育等、国際化に対応した社会 環境づくりを進めてきました。

(現状と課題)

福岡県における外国人登録者数は、2010年(平成22年)末で52,750人と福岡県人口の1%を超えており、全国平均の1.63%より、低い比率となっています。その中で、中国の人々が多く、次いで韓国・朝鮮、フィリピン、アメリカなどの人々となっています。近年では韓国・朝鮮の人々の数が減少する中で、中国、ベトナム、ネパールの人々を中心に、新たに渡日した外国籍県民の数が年々増加しています。

本町における外国人登録者数は、多くありませんが、国際結婚による韓国・朝鮮籍以外の外 国人登録者も増えています。

新たに日本で生活することになった外国籍の 人々については、言葉や生活習慣の違いから、 住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流 など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘さ れています。また、過去の歴史や相互理解が不 十分であることによる偏見や差別などの問題も あります。 また、従来から福岡県内に生活基盤を持つ外 国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、 就労、結婚などの問題が指摘されています。特 に在日韓国・在日朝鮮の人々に対しては、日本 国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵 害が発生している状況です。

さらに、最近では国際結婚により生まれた子 どもが増えてきていることを踏まえ、これらの 環境に育つ子どもの母語・母国文化教育の充実、 外国語で受診できる医療機関の整備など地域に 定着するための生活支援がますます必要となっ てきています。

多国籍化・多民族化が進展する中で、外国籍 住民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくり を推進するとともに、相互に理解を深め、人権 を尊重し共生していく社会を築いていくことが 重要になっています。

第4章 人権問題のこれまでの取り組み<u>・現状と課題・施策の方向</u>

(施策の方向)

住民一人ひとりが国際理解を深め、世界の 人々と交流し、協力し合っていくことは自らの 人生をより豊かにすることです。また、外国籍 住民が住民の一員として地域づくりに参画し、 多様な感性や能力を発揮することは、地域の活 性化や国際化の大きな力となります。

今後とも、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、各種審議会等への参加機会の拡大を図り、その意見の反映に努めながら、福岡県をはじめ、関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、外国籍住民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、引き続き福岡県と連携を図りながら、効果的な啓発の取り組みを推進します。

- 国際理解のための啓発推進
- 住みやすい環境づくり
- 国際理解教育の推進



7 HIV感染者・ハンセン病患者 等に関する問題

(1) H I V 感染者

(これまでの取り組み)

HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関(WHO)では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのHIV感染症・エイズまん延防止と患者・感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

福岡県においても、HIV感染者・エイズ患者が偏見や差別により、様々な困難に直面していることから、関係機関や団体と福岡県エイズ対策専門委員会を設置され、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、HIV感染者・エイズ患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みが推進されています。

本町においては、学校教育、社会教育などを 通し、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイ ズ教育の推進に努めてきました。

(現状と課題)

新規HIV感染者・エイズ患者報告数は増加傾向にあり、特に最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴がありますが、広く男女を問わず若年層の性的接触による感染が拡大している状況です。

また、HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

HIVについて無関心の問題も存在することから、HIVに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

(施策の方向)

HIV感染者・エイズ患者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもHIVに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者・エイズ患者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、HIV感染者・エイズ患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを推進します。

- HIV…ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。
- エイズ…後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することによって(後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなく(不全)なることによって発症する様々な病気(症候群)の総称。

(2) ハンセン病患者

(これまでの取り組み)

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入 所を強制する隔離政策がとられてきました。

1996年(平成8年)に隔離を主体とした「らい 予防法」は廃止され、更に、2001年(平成13年)には「らい予防法」の下に国が行ったハン セン病患者・元患者に対する隔離政策について、 国の責任を認める司法判断がなされました。これを受けて国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

本町においては、これまで関係機関と連携し、 ハンセン病に関する正しい知識の普及と、偏見 や差別をなくすための啓発に取り組んできまし た。

(現状と課題)

ハンセン病は、外見上の明らかな変化と慢性 の経過をたどりながら重症化するために、治療 法の確立がされていなかった時代には、特殊な 疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず 家族に対しても、様々な偏見や差別が加えられ てきました。ハンセン病の菌の感染力は極めて 微弱で、早期発見と早期治療により完治する病 気です。 「らい予防法」は廃止されましたが、2003年(平成15年)においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

(施策の方向)

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を 普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するた め、積極的な啓発活動を推進します。

- 教育・啓発活動の推進
- 患者等の人権に配慮した相談・支援体制 等の整備

ハンセン病…ノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚 や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、 適切な治療により完治する。

8 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

○ 犯罪被害者等に対する人権侵害

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者 支援団体等の各層で被害者支援のための様々な 取り組みが推進されるなど、被害者支援に係る 社会的気運が高まっていますが、被害者のニー ズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関する こと等極めて多岐にわたっていることから、さ らに、司法、行政、医療、民間被害者支援団体 等の関係機関・団体が相互に連携した活動が求 められています。

今後とも、警察をはじめ関係機関と連携し、 地域全体が被害者をサポートできる環境づくり に努めます。

○ インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用してインターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。

また、インターネットを通して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を考慮し、国においては、 2002年(平成14年)の「特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示 に関する法律(プロバイダ責任制限法)」の施 行により、インターネット上の掲示板における 権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管 理者等に促し被害者救済を図っています。

利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任等の正しい理解と認識を持つことが必要です。

特に児童生徒に対しては、学校、家庭、地域が連携して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を徹底することにより、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信するための教育や啓発の推進に努めます

○ 刑を終えて出所した人々に対する 人権侵害

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に 更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強 い偏見、差別意識等があり、親族であっても身 元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保 などの問題が存在しています。刑を終えて出所 した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社 会復帰ができるよう、啓発の推進に努めます。

○ アイヌの人々に対する人権侵害

アイヌ民族には独自の豊かな文化がありますが、今日では文化、言語、生活様式は充分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。1997年(平成9年)には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されていますが、いまだ民族としての尊厳回復には至っていません。アイヌの人々への理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努めます。

○ ホームレス(野宿生活者)の人々に 対する人権侵害

経済のグローバル化や雇用構造の変化、所得格差の拡大などにより、多重債務を抱えるなどの理由から、ホームレスの人々が増加しており、新たな人権課題となっています。ホームレスの人々は、路上、公園、河川敷、海岸などさまざまな場所に暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となります。特に中高年層が多いことから、健康維持対策が求められています。

2002年(平成14年)には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、自立支援へ向けて取り組まれていますが、ホームレスの人々に対する差別や偏見による人権侵害も増えており、犯罪や悲惨な事件に発展する場合もあります。雇用の確保、自立支援をはじめ、ホームレスの人々への差別や偏見をなくすために町民への啓発を行うことが大変重要です。ホームレスの人々の問題は広域的に施策を実施していく必要があるため、福岡県や関係機関と連携を図って支援していきます。

性同一性障害者や性的指向者に 対する人権侵害

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が、一致しないために社会生活に支障をきたしている性同一性障害の人々がいます。2003年(平成15年)には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、いまだ偏見や差別があります。

性的指向とは性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれかに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。同性愛者などに対する偏見は根強く、社会生活の中で差別されることがあります。

性同一性障害者等に対する偏見・差別をなく すため正しい理解を深めるため、啓発を推進す ることが大切です。

○ 北朝鮮当局による拉致問題

2002年(平成14年)に行われた日朝首脳会談において北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)が公式に拉致を認め、交渉の結果、5人の拉致被害者の帰国が24年ぶりに実現しました。

国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけ、拉致被害者のうち一部が帰国しましたが、 それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認 すらなされていない状況があります。

また帰国した被害者の家族は依然として北朝 鮮に残されたままであり、離ればなれの生活を 余儀なくされています。

この重大な人権の侵害である、拉致問題についての町民の意識啓発を図るよう努めます。

○ その他の人権問題

以上の類型に該当しない人権問題,例えば、福島原子力発電所事故による放射線被ばくに関する風評被害の人権侵害など、新たな人権問題が発生しています。これらについては、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。

さらに福岡県内には、同和問題や在日韓国・ 在日朝鮮の人々が、歴史的経過によって教育を 受ける権利を奪われてきたという基本的人権に かかわる識字の問題があります。また近年では 新たに渡日した外国人の識字の問題も指摘され ています。

本町においても、同和問題に起因して教育を受けられなかった方々を対象に識字教室を開催し、この問題解決に向け取り組んできた経過がありますが、2003年(平成15年)から「国際識字の10年」の取り組みが推進されており、国や福岡県の動向、また住民のニーズ等も踏まえ、この問題の解決に向け、取り組みを推進します。なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。本町としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、この計画を通して取り組みを推進します。